

訪問系サービスの提供責任者・従業者の資格要件

サービス種類	サービス提供責任者	従業者
居宅介護	①介護福祉士、看護師、准看護師 ②実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者 ③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程修了者	①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者 ②居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者 ③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）2級課程修了者 ④障害者居宅介護職員従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者 ※④に該当する従業者がサービス提供を行った場合、10%又は30%減算
重度訪問介護	①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者 ②①に該当する従業者を確保できない、特にやむを得ない事情があると認められる場合、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任	①居宅介護の従業者の要件を満たす者 ②重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）修了者（※特に重度の障害者に対するの支援加算を算定する場合、追加課程・統合課程の修了者のみ）
同行援護	次の①及び②、又は③のいずれかに該当する者 ①居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者 ②同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）及び応用課程（又は視覚障害者移動支援従事者資質向上研修）の修了者 ③国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を終了した者	次の①から③のいずれかに該当する者 ①同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）の修了者 ②居宅介護の従業者の要件を満たす者であって、かつ視覚障がい等を有する身体障がい者等の直接処遇業務に1年以上従事した経験を有するもの（※障害者居宅介護職員従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者がサービス提供を行った場合、10%又は30%減算） ③国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を終了した者
行動援護	行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に3年以上従事した経験を有するもの ※令和9年3月31日までの間は、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に5年以上従事した経験を有するものについて、当該基準に適合するものとみなす。	行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に1年以上従事した経験を有するもの ※令和9年3月31日までの間は、居宅介護の従業者の要件を満たす者であって、知的障がい児・者又は精神障がい者の直接処遇業務に2年以上従事した経験を有するものについて、当該基準に適合するものとみなす。